



答 申 第 9 2 8 号
令和 3 年 3 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 12 月 25 日付け神戸企医新新第 377 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

参加者応募に係るインターネット受付システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

1 実施機関は、2015 年度からスタートアップの育成支援を中心とする I T 関連の産業政策としてイベントの開催及び参加者の募集のため、民間事業者が運営するイベント告知、参加者募集事業者の専用サイト「Peatix」を利用していた。

昨秋、「Peatix」が第三者による不正アクセスを受け個人情報の漏えいが発生し、実施機関も被害を被ったが、この被害確認の際に条例第 11 条第 1 項に基づく諮問がなされていなかったことが判明した。

2 実施機関が、迅速かつ正確なイベント応募者情報の把握や市の取組みの認知向上を期待して当該サイトを利用し、個人情報の電子計算機処理を行ったこと自体については、特に問題はなかったといえよう。

ただし、今般の事故のような被害を被らないために、今後、同様の電子計算機処理を行うにあたり導入するソリューションは慎重に検討のうえ、事前に審議会の諮問手続きを経なければならない。

参加者応募に係るインターネット受付システムの導入について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 928

【電子計算機処理する情報項目】

イベント告知・参加者募集を行う民間が運営する専用サイト「PEATIX」

- ・表示名
- ・申込枚数
- ・氏名
- ・所属
- ・電話番号
- ・メールアドレス
- ・どこでイベントを知ったか

○

○